※第２回子ども・子育て支援推進会議提出資料

参考１

島根県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項（案）

１　計画策定に当たって

（１）計画策定の趣旨（背景及び目的）

[背景]

○平成２４年８月に質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、都道府県に「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定を義務付け。

○次世代対策推進法に基づき、平成１７年に「島根県次世代育成支援行動計画[前期計画]」（計画期間：H17.4～H22.3）、平成２２年に「島根県次世代育成支援行動計画[後期計画]」（計画期間：H22.4～H27.3）を策定し、次世代育成支援対策（少子化対策）を計画的、総合的に進めてきた。

　後期計画に係る必要な見直しを行い、引き続き県を上げて次世代育成支援対策を推進するための新たな指針として、後期計画を引継ぐ計画を策定する。

○母子及び寡婦福祉法に基づき、平成２０年に「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」（計画期間：H20.4～H30.3）を策定し、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めてきた。

　計画策定から６年が経過したことから、状況の変化を勘案して必要な見直しを行い、より効果的な施策の展開を図る。

○上記の３つの計画は、多くの記載項目が重複すること等から、一体の計画として策定し、計画的、総合的に施策を推進する。

[目的]

○全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現

○しまねで出会い、結婚し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現

（２）計画の性格（根拠、位置づけ、他計画との関係等）

○すべての子どもと、子育て家庭を対象とした計画

○「子ども・子育て支援法」第63条に基づく計画

○「次世代育成支援対策推進法」第9条に基づく計画

○「母子及び寡婦福祉法」第12条に基づく計画

○「島根県総合発展計画」、「しまね青少年プラン」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県障がい者基本計画」、「しまね教育ビジョン２１」等、他の県計画と整合性を図った計画

※併せて、現在策定中の「島根県社会的養護体制推進計画」についても整合性を図る。

（３）計画の期間

○平成２７年度から３１年度までの５ヶ年とする。

２　島根県の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

○島根県における子ども・子育てに関する現状・課題を記載

・「島根県少子化に関する意識調査」、「母子・寡婦・父子世帯実態調査」等の結果を踏まえ、状況・課題を項目立てて記載

|  |
| --- |
| [項目を構成する事項（案）]○少子化の進行○少子化の影響○少子化の要因○子どもや子育て家庭を取り巻く状況・家庭環境の変化（核家族化、ひとり親世帯の増加等）・地域環境の変化（地域における子育て機能の低下、子どもの遊び場の減少等）・労働の状況（就労形態、就労時間、収入状況、育児休業取得状況等）・子育てにおける経済的負担の状況（教育費の増大、保育料の負担感等）・ひとり親家庭等の状況（就労状況、生活状況、公的制度の利用状況、養育費等）・障がいのある子どもへの支援状況・父親の育児参加の状況・若者の就労状況○子ども・子育てをめぐる問題の動向・児童虐待の状況・少年非行の状況○子育て支援サービスの現状・保育所、幼稚園、認定こども園の状況・放課後児童クラブの状況・地域子ども子育て支援事業の状況（休日保育、延長保育、病児・病後児保育等） |

３　島根県の目指すべき姿と理念

（１）目指す社会像

○一人一人の子どもが、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて、心身ともに健やかでたくましく育つ社会

○結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなえられる社会

○保護者が自分らしい生き方をしつつ、子どもと向き合い、安心と誇りを持って子どもを生み育てることができる社会

○日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じることができる社会

○家庭・地域・企業・行政など社会の全ての構成員が、生命の大切さや家庭の役割、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会

・「子どもの最善の利益」が実現される社会

・「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会

（２）基本理念

理念Ⅰ：子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり

○保護者が子育てについての第一義的な責任を有していることを前提としつつ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要がある。

○核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、地域ぐるみで子育て・子育ちを支える機能を再構築する必要がある。

○地域において、子どもの社会性を育み、子どもの社会参画を進めるため、保護者への啓発（大人としての役割や子どもへの関わり方）の取り組みを通じ、子育ちを地域で支える取り組みを推進していく必要がある。

○地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する必要がある。

企業、NPOその他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子育ちを支援する地域づくりを進める。

理念Ⅱ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

○核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、待機児童の発生、子育てに係る費用の増大などによる子育てへの不安を解消するために、地域における子育て支援サービスの充実を図る必要がある。

○仕事と子育ての両立が困難な職場環境や固定的な性別役割分担意識の存在が少子化の大きな要因となっていることから、仕事と子育てが両立できる環境の整備が必要である。

○結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚対策の取り組みを充実させる必要がある。

○安全・快適な妊娠・出産ができる環境づくり、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、母子保健や小児医療を充実させる必要がある。

○安心して子育てできるよう、公共施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備などの環境づくりを進める必要がある。

子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを生み育てことができる環境の整備を図る。

理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○児童虐待から子どもを守るために、関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要がある。

○家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、できる限り家庭的な養育環境で生活できることを目指し、里親制度の活用や施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。

○ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を総合的に推進していく必要がある。

○障がいがある等、特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、支援を行う必要がある。

家庭環境、障がいの有無等に係らず、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進める。

　児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進する。

理念Ⅳ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

○子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要がある。

○子ども一人一人が、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い~~学校~~教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要がある。

○青少年の職業観や勤労観を育み、その適正と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営むことで、社会を支える人として成長できる取り組みを行う必要がある。

次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取り組みを進める。

４　施策の展開

（１）計画の柱建て

理念Ⅰ：子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり

○基本施策１：県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

〈施策〉

①県民気運の醸成（産学官民一体となった普及啓発事業）

②地域における子育て・子育ち支援の輪の拡大

理念Ⅱ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

○基本施策２：子育てに関する多様な支援の充実

〈施策〉

①親子の交流や相談の場の充実

②子どもの安心な預かり支援

③経済的負担への対応

○基本施策３：結婚対策の充実

〈施策〉

①出会いの場づくりとマッチング支援の強化

②結婚に対する気運の醸成

○基本施策４：子どもと親の健康の確保

〈施策〉

①母子保健等の充実

②不妊治療対策の充実

③小児医療の充実

○基本施策５：仕事と生活の調和の推進

〈施策〉

①仕事と家庭の両立支援

②働き方の見直し

○基本施策６：安心して子育てできるまちづくり

〈施策〉

①良好な生活環境の確保

②安全・安心なまちづくり

基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○基本施策７：子どもを守り育てる仕組みづくり

〈施策〉

①子どもと家庭相談体制の強化

②児童虐待防止対策の充実強化

③社会的養護体制の推進

④人権が尊重される社会の実現

○基本施策８：特に支援が必要な子どもや家庭への対応

〈施策〉

①ひとり親家庭等の自立支援の推進

②障がい児への支援の推進

理念Ⅳ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

○基本施策９：次代の親の育成

〈施策〉

①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進

②若い世代の就業促進

○基本施策１０：たくましい子どもの育ち

〈施策〉

①子どもの生きる力の基礎の育成

②家庭や地域の教育力の向上

③幼児教育の充実

④青少年の健全育成の推進

（２）重点推進施策

→　計画に盛りこんだ施策を展開するに当たり、特に充実強化が必要な施策を重点施策と定めるのか（要検討）

【参考】

○重点推進施策（※島根県次世代育成支援行動計画の重点推進施策）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本理念 | 基本施策 | 施　　策 |
| Ⅰ | １ | ①県民気運の醸成②地域における子育て・子育ち支援の輪の拡大 |
| Ⅱ | ２ | ②子どもの安心な預かり支援③経済的負担への対応 |
| ５ | ①仕事と家庭の両立支援 |
| Ⅲ | ７ | ②児童虐待防止対策の充実強化 |
| Ⅳ | ９ | ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進②若い世代の就業促進 |
| １０ | ②家庭や地域の教育力の向上 |

（３）施策体系図

|  |
| --- |
| 基本理念Ⅰ　子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり |
| 　　　　　　　　　 | 基本施策１　県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大 |
| 　　 | 　　 | 施策 | ①県民気運の醸成（産学官民一体となった普及啓発事業）②地域における子育て・子育ち支援の輪の拡大 |
| 基本理念Ⅱ　安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備 |
| 　　 | 基本施策２　子育てに関する多様な支援の充実 |
| 　　 | 　 | 施策 | ①親子の交流や相談の場の充実②子どもの安心な預かり支援③経済的負担への対応 |
| 　　 | 基本施策３　結婚対策の充実 |
| 　　 | 　 | 施策 | ①出会いの場づくりとマッチング支援の強化②結婚に対する気運の醸成 |
|  | 基本施策４　子どもと親の健康の確保 |
|  | 　 | 施策 | ①母子保健等の充実②不妊治療対策の充実③小児医療の充実　 |
| 　　 | 基本施策５　仕事と生活の調和 |
| 　　 |  | 施策 | ①仕事と家庭の両立支援②働き方の見直し |
| 　　 | 基本施策６　安心して子育てできるまちづくり |
| 　　 | 　　 | 施策 | ①良好な生活環境の確保②安全・安心なまちづくり |
| 基本理念Ⅲ　すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備 |
| 　　 | 基本施策７　子どもを守り育てる仕組みづくり |
| 　 |  | 施策 | ①子どもと家庭の相談体制の強化②児童虐待防止対策の充実強化③社会的養護体制の推進④人権が尊重される社会の実現 |
| 　　 | 基本施策８　特に支援が必要な子どもや家庭への対応 |
|  |  | 施策 | ①ひとり親家庭の自立支援の推進②障がい児への支援の推進 |
| 基本理念Ⅳ　しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現 |
| 　　 | 基本施策９　次代の親の育成　 |
| 　 | 　　 | 施策 | ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進②若い世代の就業促進 |
| 　　 | 基本施策１０　たくましい子どもの育ち |
| 　 | 　 | 施策 | ①子どもの生きる力の基礎の育成②家庭や地域の教育力の向上③幼児教育の充実④青少年の健全育成の推進　 |

（４）施策の具体的な内容

○各施策の目的・方向性、現状と課題を整理した上で、目的を達成するための各種事業を実施し、基本理念、基本施策の実現を図る。

５　計画の推進

（１）県民が一体となった推進

○行政、企業、学校、地域住民、ＮＰＯ、民間団体等が連携し、一体となって取り組みを推進

○ＮＰＯ、民間団体等に理解と協力を積極的に求め、協働の基に事業を実施

○事業主との連携を一層密接に行いながら、取り組みを実施

（２）全庁的な推進

○部局の枠を超えた情報の共有、施策の評価・分析を行い、総合的、計画的かつ効率的な取り組みを実施

（３）国・市町村との連携

○国・県・市町村間で適切に役割分担を行いながら、密接な情報交換行い、一体となって取り組みを推進

（４）計画の進行管理

○計画における各事業の進捗状況及び計画全体の成果を評価・点検し公表

○個々の施策・事業については、目標数値の達成状況を総合的に評価・検討し、随時必要な見直しを実施

○市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、随時、必要な見直しを実施

６　参考資料等

○「少子化に関する意識調査」、「母子・寡婦・父子世帯実態調査」の結果等を記載

